

貸金業法・割賦販売法の改正

消費者信用業界の適正化や過剰与信の抑制などを目的とした制度改革が進んできた。改正貸金業法の段階的施行が最終局面に入ろうとしている中で、業界では新たに改正割販法施行への対応も求められている。

日本貸金業協会が公表している月次統計資料によると、2008年度の「消費者向け月末貸付残高」は前年比マイナス10%を下回る水準で推移している。2009年度に入っても同様の傾向が続いており、残高の減少に歯止めがかかっていない。一方で順調に成長していたクレジットカードについてもその成長にかげりが見え始めている。経済産業省「特定サービス産業動態統計調査」のクレジットカード業部分によると、それまで前年同月比プラス（5%前後）で順調に推移していたカード取扱高の伸び率が2008年10月以降急激に鈍化し始め、2009年1月にはついにマイナスとなっている。銀行系、信販系、商業系の会社系統別の取扱高もほぼ同様の状況である。このように市場が急速に縮小し、事業環境が悪化、競争が激化するなかで、消費者信用業界各社の経営環境は非常に厳しいものとなっている。このような状況にあって、改正貸金業法や改正割賦販売法の施行が段階的に進められており、各社はこの改正法対応においても新たなコスト負担を強いられている。

改正法施行による 指定信用情報機関制度の導入

改正貸金業法の段階的施行が最終局面に入ろうとしている。最終局面では、過剰貸付の抑制を目的とした総量規制が導入されるが、この前段階として借り手の総借入残高を把握できるようにするための指定信用情報機関制度¹⁾の導入がある。貸金業界各社は業務ならびにシステムの対応を非常に厳しいスケジュールのなか、懸命に進めている。

また、2008年6月に公布され、2009年12月に施行される改正割賦販売法においても「返済能力調査義

務および過剰与信防止義務」の考え方が示されており、改正貸金業法と同様に指定信用情報機関制度が導入される。改正割賦販売法ではクレジットカードのボーナス払いやリボ払い、信販会社などの商品購入ローン（分割払いによる商品購入）、銀行の提携ローンなどが規制対象となる。今後、これらのサービスを消費者に提供している金融機関はもとより信用情報機関も必要な対応を行っていく必要がある。

指定信用情報機関を巡る動き

個人に貸し付ける金額を総量で規制するなど、改正貸金業法の動きが始まるまで、信用情報機関は業界内のクローズドな情報機関であった。銀行中心の全国銀行個人信用情報センター、クレジットカード業界中心のCIC、消費者金融業界中心の全情連（現JIC）などがその例である。また、これら信用情報機関をまたがった情報交流も債務者の延滞・事故情報のみに限定されるなど、最低限の範囲に止まっていた。

しかし、今回の制度改革により信用情報機関が国による認可機関である指定信用情報機関となることで、公的な性格を持つとともに業界横断型の信用情報管理機関となる。JICとCCB²⁾の経営統合にはこうした背景もあると考えられる。銀行業界は改正貸金業法の対象外であり、こうした流れの外にあったが、改正割賦販売法の施行を睨んで一部の銀行は指定信用情報機関への加盟を検討している模様である。全国銀行業界が運営する全国銀行個人信用情報センターも他機関との統廃合を含めた見直しを検討されているという。今後は消費者庁の創設にとともに、信用情報機関のさらなる再編や、改正貸金業

法と改正割賦販売法にまたがっている個人情報情報の位置付けの明確化も進んでいくと考えられる。

消費者信用業界の検討課題

クレジットカード会社、信販会社、消費者金融会社、信用情報機関などの貸金業界各社が指定信用情報機関制度への対応を進めているなかで浮かび上がってきたのは、この対応が想定した以上に大掛かりで、各金融機関はもとより、信用情報機関でも対応に苦慮しているという実態である。事実、当初は2009年5月中に過半の会員を改正貸金業法に対応した新システムに移行するとしていた信用情報機関も移行スケジュールを見直しており、順次移行を進めているという状況である。当局も信用情報機関加盟各社の対応状況を信用情報機関からヒアリングし、進捗状況の把握に努めている模様である。

消費者信用市場は業種や業態によって棲み分けされ、かつ順調に成長してきた。このような環境下において、業界各社は個社ごとに業務とシステムを最適化し業績の拡大を図ってきた。結果として、各社の業務とシステムの違いが大きくなったと考えられる。

ところが、市場の伸び率が鈍化もしくは市場そのものが縮小し業績も下降局面という環境変化が起き、業界各社の経営環境は非常に厳しいものとなっている。これに加えて制度改正対応で想定外のコスト負担を余儀なくされている。指定信用情報機関への対応が想定した以上に大掛かりなものとなっていることが象徴的な事象である。

市場環境が変化するとともに制度改正が進むなかで、業界各社が個社ごとに業務とシステムを個別最適化してきた弊害が目立ち始めたということであろう。

各社が現状の延長上で今回の制度改正対応を進めている、もしくは進めていく状況では、業界の全体コストが膨らみ、結果として社会（消費者）の負担が増す。業界内の業務とシステムについては、今回の制度改正にともなう指定信用情報機関対応のようなノンコア部分の全体コストを下げる観点が必要であろう。そのためには、このようなノンコア部分の業務とシステムについては共通化ならびに標準化を進め、業界内の全体コストを下げる全体最適への取組みが有効だと考えられる。これにより、各社は競争力強化につながるコア部分に集中し、コスト効率を高めて業績の拡大を図ることができる。

市場と共に順調に成長してきたという実績を背景に個別最適が進んでしまったという業界の現状を脱却することは容易ではない。しかし、大変な時期だからこそ、明るい未来を実現するために、長期的な視点から業界の将来像を描くべきだという考え方もできる。

今回の制度改正対応を契機に業界各社、信用情報機関、業界団体、監督官庁が連携する横断的なスキームを立ち上げ、関係者が利害を超えて共通化ならびに標準化に建設的に取り組むことを期待したい。その目的は、社会（消費者）の負担を適正化して消費者が健全なサービスを健全な価格で享受することにある。その延長線上に消費者信用業界の夜明け（Daybreak）があり、業界の発展があるはずである。



NOTE

- 1) 改正貸金業法により、貸金業を営むもの（銀行を除く）は、指定信用情報機関への加盟が義務付けられ、利用者属性、契約内容、残高などの情報を遅滞なく（原則として当日の内容を翌朝までに）指定信用情報機関に報告することが求められる。
改正割賦販売法においても改正貸金業法と同様に、クレジット契約に係わる情報を遅滞なく指定信用情報機関に報告することが求められる。
- 2) 業界網羅型の会員制度を有し幅広い分野の信用情報集積度を誇る信用情報機関。

Writer's Profile



高見 和仁 Kazuhito Takami

金融システム開発四部
部長
専門は金融リテール関連システムの企画・開発
focus@nri.co.jp